

○財務省告示第三百三十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年九月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年十月七日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十一回）

二 発行の根拠の法律及びその条項 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十二年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行為される入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に

五

方募

入札競争の  
入札競争  
法  
入札競争  
より加重平均して得られる価格  
をその発行価格とするものによ  
る発行（以下「非競争入札発行」  
という。）及び価格競争入札と同  
時に行われる入札であつて、財務  
大臣が各国債市場特別参加者ご  
とに応募限度額を定めるものに  
よる発行（以下「国債市場特別参  
加者・第 I 非価格競争入札発行」  
という。）

イ

各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り

ロ

各申込みの応募額を案分により  
割り当ててゐる。

ハ

各国債市場特別参加者ごとの応  
募限度額の範囲内において各申  
込みの応募額を割り当ててゐる。

六

イ  
発

入札競争額  
行  
入札競争額

額面金額で二兆千九百十六億円  
のうち、財政法第四十一条の規  
定に基づき発行した利付国債に  
ついで、は、金額で千四百九十  
十億三千四百九十万円、平成  
二十六年四月十九日、財政運営  
の公債の発行の特例に關する  
法律第二十一条の項の規定に  
基づき発行した利付国債につ  
き發行した利付国債に關する  
基



八 最低額面金  
九 振替単位

十 発行日  
十一 発行価格

ロ 入札競争  
イ 非競争入札

十 利率  
十三 経過利率

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十二年九月二十一日  
額面金額百円につき百円二十銭  
以上金額百円につき百円二十銭  
額面金額百円につき百円二十四

(一) 年  
○・四パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に追加の算  
式により規定する期間に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものも係るとして振替口座簿中の口の記載又は記録されるものも口の記載又は記録されるものによつては、前記(一)の算式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
か  
ら  
当  
該

十四 初期利子

金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を發行時に、又は外国法人である場合、居住者又は前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成二十三年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成二十七年九月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金額

財務大臣から通知を受けた者

十八 元利支

十九 払入札参加

二十 払込期日

平成二十二年九月二十一日